

継続審査中の請願・陳情について (企画総務委員会)

総務部人権推進課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 1 請願第1号 沖縄の人々を先住民族とする国連勧告の撤回を求める意見書の提出を求める請願</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 沖縄県民は先住民族という国連の誤った認識と勧告の撤回を求める意見書を、国に提出してください。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和元年6月21日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 埼玉県川越市仙波町2-17-34 [Redacted]</p>	<p>1 審査経過 令和元年10月 4日 令和元年12月 2日 令和2年 3月 5日</p> <p>2 審査概要 以下の説明がなされ、継続審査となっている。 (1) 平成20年の国連自由権規約委員会で「琉球・沖縄の人々を先住民族として明確に認め、権利を認めるべき」という内容の勧告が出され、その後、平成30年までに4回、自由権規約委員会又は人種差別撤廃委員会から同様の趣旨の勧告がなされている。直近では、平成30年の人種差別撤廃委員会で「琉球の人々を先住民族として認識し、その権利を保護するための措置を強化すべき」との勧告が行われている。 (2) 国では、平成28年4月の衆議院内閣委員会で、これらの勧告の撤回を国連に求めることについての質問に対し、当時の外務副大臣が「勧告を撤回させるプロセスは国連の中には存在しない」としたうえで「どうすることができるかということは今後検討してまいりたい」と答弁した旨を説明。</p>	